

○後志広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する規則

〔 令和 7 年 3 月 31 日 〕
規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、後志広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成 19 年後志広域連合条例第 17 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、条例の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(診断書)

第 2 条 任命権者は、条例第 3 条第 2 項に規定する医師 2 名に対して、診断書の作製を委嘱しなければならない。

2 前項の診断書には、病名及び病状のほか、その職員が引き続き職務の遂行ができるかどうかの点について、具体的な意見が記載されていなければならない。

(休職者の復職)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項の休職の期間中であっても、休職の事由が消滅した場合は、医師の診断書を添えて、任命権者に復職を申し出ることができる。

(手続及び効果の細部)

第 4 条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。